

細則（10）

志津荘隣駐車場の利用について

- 1、当駐車場は、自治会事務所に申し込みをしたうえで利用する。
- 2、当駐車場は、自治会、志津荘、学校、葬儀等で利用するとき
開場する。
- 3、当駐車場で発生した車両事故、盗難等については、利用者の
自主責任とする。

付則 平成7年3月18日改正

取り決め事項（2）を細則に変更